

住宅改修費の支給

要介護または要支援の認定を受けた方が手すりの取り付けなどの小規模な住宅改修を行った場合、申請に基づき、その費用の一部として介護保険から住宅改修費が給付(払い戻し)されます。

〈支給要件〉

- ・要介護(要支援)認定を受けている方が居住する住宅(=住民票のある住所地)であること。
- ・改修内容が支給対象となる内容であること。

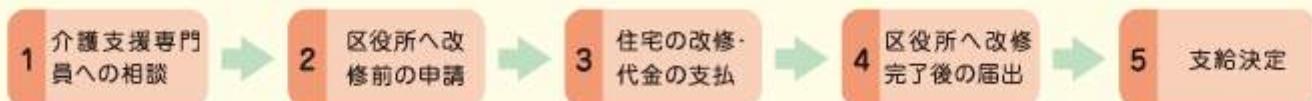


【対象】手すりの取り付け、段差の解消、滑り防止等の床材変更、扉の取替え、便器の取替え

〈利用限度額〉

- ・居住する住宅に対して要介護(要支援)者一人あたり20万円。1割(一定以上の所得がある方は2~3割)は自己負担となりますので、介護保険から支給される額は18万円(2割負担の方は16万円。3割負担の方は14万円)までです。
- ・20万円を超えた額については全額自己負担が必要です。
- ・転居した場合や要介護度が最初の住宅改修の時より3段階以上上がった場合は、改めて20万円までの住宅改修を行うことができます。

〈申請手続き〉



【注意!】改修前の申請がない場合は支給対象外です。

書類上の不備や改修内容が支給対象外などの理由のほか、改修前の申請がない場合も住宅改修費が支給されませんので、必ず改修前に介護支援専門員(ケアマネジャー)にご相談ください。

詳しくは、お住まいの区の区役所保健福祉課給付事務係までお問い合わせください。

福祉用具購入費の支給

要介護または要支援の認定を受けた方がポータブルトイレなどの福祉用具を購入した場合、申請に基づき、その費用の一部として介護保険から福祉用具購入費が給付(払い戻し)されます。



〈支給要件〉

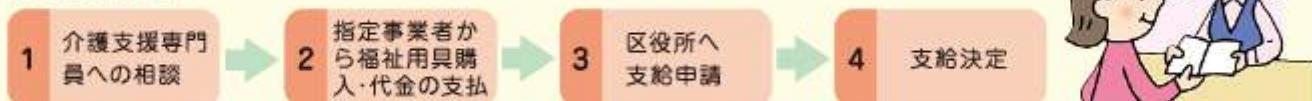
- ・介護保険事業者として指定を受けた福祉用具販売事業者から購入したものであること。
- ・要介護(要支援)者の日常生活の自立を助けるために必要な福祉用具であること。
- ・購入種目が支給対象であること。

【対象】腰掛便座、自動排せつ処理装置の交換部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具部分

〈利用限度額〉

- ・要支援・要介護度に関係なく、同一年度あたり10万円。1割(一定以上の所得がある方は2~3割)は自己負担となりますので介護保険から支給される額は9万円(2割負担の方は8万円。3割負担の方は7万円)までです。
- ・10万円を超えた額については全額自己負担が必要です。

〈申請手続き〉



【注意!】指定事業者以外からの購入は支給対象外です。

書類上の不備や購入種目が支給対象外などの理由のほか、指定事業者以外から購入した場合も福祉用具購入費が支給されませんので、購入する前に介護支援専門員(ケアマネジャー)やお住まいの区の区役所保健福祉課給付事務係までご相談ください。